

令和2年度

大阪府農業施策に関する意見書

令和2年2月13日

大 阪 府 農 業 会 議

令和2年度大阪府農業施策に関する意見書

国においては都市農業振興基本法・基本計画が制定され、生産緑地法の改正をはじめ、都市農地の保全に向けた法制度や税制改正が行われてきた。

大阪府では、平成29年度より都市農業振興基本法の府地方計画として位置付けた「新たなおおさか農政アクションプラン」に基づく取組みを進めている。

この間、府内においても農業者の高齢化が進行し、農地の転用や遊休化が進むなか、農業者や地域住民などが地域農業の将来像について話し合いを重ねることを促す施策対応が必要となっている。

昨年、大阪府担い手育成総合支援協議会が実施した大阪版認定農業者への「農業経営計画の達成状況等調査」結果によると、大阪版認定農業者制度を要件とする施策・支援措置の充実や経営改善に関する助言・指導を求める声が多く寄せられていたことから、農業施策の実施にあたっては、こうした意向を尊重しつつ担い手確保等の充実を図ることが重要となっている。

そこで、農業委員会等に関する法律第53条の規定に基づき、農地等利用最適化推進施策の改善に向けた意見を以下のとおり提出する。

記

1 農空間保全地域制度の推進

市街化調整区域においては、小規模な農地が点在していることから、こうした農地を保全・活用することができるよう、地域の話し合いを重視し、ニーズに即した支援策を図られたい。

生産緑地地区にあっては、特定生産緑地制度の普及に加え、優良農地を確保して生産性の向上を図るための整備事業を実施し、都市と調和した農業の育成に努められたい。

2 大阪版認定農業者等、小規模農業者への支援

府民に人気のある農産物直売所には、出荷量の少ない小規模な農家が様々な農産物を出荷している。しかし、高齢化などで集荷が困難となるケースが出ていることから、大規模農業者の育成だけでなく小規模農家への支援も実施されたい。

その際、調査結果で要望の多かった農業機械・施設の導入支援や栽培技術指導の充実について配慮されたい。

3 学校給食への大阪産米の導入促進

稲作は狭小な水田の多い大阪府内においては、農地保全に大きな役割を果たしている。また、生産された米を活用して、米を中心とした日本型食生活の普及・定着を図るために学校給食への提供が欠かせない。こうしたことから、大阪産米の活用促進に向け財政支援等を講じられたい。

4 有害鳥獣被害対策の推進

鳥獣被害が営農意欲を減退させないよう、個体数調整や生息環境管理、防護柵の設置などの対策について、市町村や地域の取組みをなお一層支援されたい。

5 国に働きかけるべき事項

(1) 「農地中間管理機構関連農地整備事業」の要件緩和

農業者の費用負担なしで「ほ場整備」が可能な「農地中間管理機構関連農地整備事業」では、対象農地面積が 10ha（中山間地域は 5ha）以上等）であるが、府内農地の実態からかけ離れている。従ってなお一層、面積要件を引き下げるなど弾力的な扱いを可能とされたい。

(2) 農業振興地域に指定されていない市街化調整区域における農地保全

農地中間管理事業の適用が農業振興地域に指定されていない市街化調整区域にも拡大された。ハウス施設等の整備など、この地域における農業振興策を充実されたい。また、当該農地を地域の担い手に譲渡した場合に、その譲渡益に対して特別控除制度を創設されたい。